平成２７年（フ）第２１０１号
札幌市東区北12条東８丁目１番６―502号
破産者　佐渡　純子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６５号
札幌市中央区大通西15丁目１―19　ライオンズマンション大通505号室、住民票上の住所札幌市中央区北１条西14丁目１番地３　パークホームズ知事公館1301号
破産者　浅井　幹夫
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８６号
茨城県つくば市小野川10番地23
破産者　大塚　厚子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０７号
茨城県かすみがうら市下稲吉2625番地57　糸賀住宅
破産者　菅谷　　勉
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０８号
茨城県かすみがうら市下稲吉2625番地57　糸賀住宅
破産者　菅谷　澄子
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８号
栃木県足利市名草下町3919番地、住民票上の住所栃木県足利市利保町１丁目２番地１　県営新山団地５―26
破産者　佐藤　友理
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５３９号
埼玉県八潮市大字大曽根763番地３
破産者　金坂　賢一
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
東京都足立区谷中１丁目32番13号ブラウンハイツ101
破産者　平野めぐみ
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０４号
埼玉県吉川市保１丁目27番地４　吉川サンパレス401号、旧住所千葉県成田市並木町41番地50
破産者　勝間　正幸
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
山梨県山梨市小原東1343番地65
破産者　竹川太加司
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
山梨県甲府市後屋町312番地１　後屋ガーデンプレイス　２Ａ
破産者　内田　賢一
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
山梨県甲斐市長塚825番地　ハイツ長嶋Ｎ―106、前住所山梨県甲斐市名取457番地12
破産者　風間　哲夫
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
岐阜県多治見市根本町７丁目92番地の１　パストラール根本301
破産者　水野　貴志
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第７４号
岐阜県土岐市泉町大富1654番地の２
破産者　山田　　学
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３４６号
大津市唐崎３丁目１番28号　メゾンド・Ｕ唐崎202号室
破産者　田邉　邦彦
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６５号
滋賀県甲賀市水口町南林口45番地２
破産者　やきとり大吉八日市店こと　富増　武資
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７５号
兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目47番地１　サンライフ歌野橋705号
破産者　高山　初義
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６０８号
広島市安芸区上瀬野南１丁目1764番地１
破産者　濵村　房夫
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部